



勤務時間とその他の勤務条件

■ 一般職員の勤務時間

平成 22 年 4 月 1 日現在における一般職員の勤務時間および休憩時間は次のとおりです。

一週間の勤務時間	38 時間 45 分
開始時刻	8:30
終了時刻	17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

※公務運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

■ 年次有給休暇

年次有給休暇は、1 年ごとに 20 日付与され、残日数は 20 日を限度として翌年に繰り越します。

平成 21 年 平均使用日数	10.5 日
----------------	--------

■ 育児休業等

職員が 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。平成 21 年度の育児休業および部分休業の取得状況は次のとおりです。

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1(0)人	—
女性職員	29(10)人	—
計	30(10)人	0 人

※()内は、取得者のうち平成 20 年度以前から 21 年度にかけて、引き続き育児休業（部分休業）を取得している者の数です。

分限および懲戒処分の状況

■ 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。平成 21 年度中の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合		—	—	—	—	0
心身の故障の場合		—	—	6	—	6
職に必要な適格性を欠く場合		—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合		—	—	—	—	0
条例で定める事由による場合		—	—	—	—	0
合計		0	0	6	0	6

(単位：人)

■ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、停職または免職の処分をすることです。平成 21 年度中の懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合		—	—	—	—	0	—
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合		2	—	—	—	2	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		—	—	—	—	0	—
合計		2	0	0	0	2	2

(単位：人)

研修等の状況

- 《研修内容》 地方分権の推進および多様化する市民ニーズに的確に対応するため、政策の企画立案能力、法務能力等を強化し、職員の資質や意識改革の向上を図ることが急務であることから分権型社会を担う人材育成のため、庁内研修のほか山口県セミナーパークへの研修派遣等、各種研修を積極的に行っています。
- 《自己啓発》 市民サービスの向上と効率的な行政運営を推進することを目的に、自己啓発の一環として職員提案制度を設け、新たな視点からの提案を常時募集することにより、職員の創造的思考と改革意識の高揚を図っています。
- 《人材育成》 行政運営における経営資源として、人材の育成とその活用的重要性を再認識し、本格的な地方分権社会に対応するため「山陽小野田市人材育成基本方針」を平成 21 年 3 月に公表しています。市が求める新しい職員像を示し、市民から信頼される組織づくりを目指していきます。